

添付書類

令和元年度  
(第4期事業年度)

# 事業報告書

独立行政法人 自動車技術総合機構



## 目 次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1. 法人の長によるメッセージ                   | 1  |
| 2. 法人の目的、業務内容                     | 2  |
| (1) 法人の目的                         |    |
| (2) 業務内容                          |    |
| 3. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)     | 3  |
| (1) 国土交通省の政策体系との関係                |    |
| (2) 国土交通省所管部局との関係                 |    |
| 4. 中期目標                           | 4  |
| (1) 概要                            |    |
| (2) 一定の事業等のまとめりと目標                |    |
| 5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等             | 5  |
| 6. 中期計画及び年度計画                     | 6  |
| 7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉          | 9  |
| (1) ガバナンスの状況                      |    |
| (2) 役員等の状況                        |    |
| (3) 職員の状況                         |    |
| (4) 重要な施設等の整備等の状況                 |    |
| (5) 純資産の状況                        |    |
| (6) 財源の状況                         |    |
| (7) 社会及び環境への配慮等の状況                |    |
| 8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策            | 13 |
| (1) リスク管理の状況                      |    |
| (2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況        |    |
| 9. 業績の適正な評価の前提情報                  | 17 |
| 10. 業務の成果と使用した資源との対比              | 19 |
| (1) 自己評価                          |    |
| (2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況 |    |
| 11. 予算と決算との対比                     | 23 |
| 12. 財務諸表                          | 24 |
| 13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報        | 27 |
| (1) 各財務諸表の概要                      |    |
| (2) 財政状態及び運営状況について                |    |
| 14. 内部統制の運用に関する情報                 | 29 |
| 15. 法人の基本情報                       | 31 |
| (1) 沿革                            |    |
| (2) 設立に係る根拠法                      |    |
| (3) 主務大臣                          |    |
| (4) 組織図                           |    |
| (5) 事務所(従たる事務所を含む)の所在地            |    |
| (6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況    |    |
| (7) 主要な財務データ(法人単位)の経年比較           |    |
| (8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画(法人単位)   |    |
| 16. 参考情報                          | 37 |
| (1) 要約した財務諸表の科目の説明                |    |
| (2) その他公表資料等との関係の説明               |    |

## 1. 法人の長によるメッセージ

私ども自動車技術総合機構は、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図る事を目的として、平成28年4月に、旧自動車検査独立行政法人及び旧独立行政法人交通安全環境研究所の2法人を統合して発足し、今年3月で4年が経過致しました。この間、当機構は組織を挙げて、当機構の中期計画の四本柱である①的確で厳正かつ公正な業務の実施、②新技術や社会要請に対応した行政への支援、③我が国技術の国際標準化等への支援、④国土交通行政への貢献について、国土交通大臣が定めた中期目標を達成すべく、全力で取り組んで参りました。その結果、業務実績は現時点でいずれも計画に対して順調に推移しており、特に、自動車技術電子化に対応するための行政におけるOBD検査手法確立に向けた取り組みや、自動運転技術の安全性に関する研究、国連傘下の自動車技術標準化専門家会議への議論を主導する立場での参画等においては、計画を上回る成果を上げることができたと考えています。

一方、自動車業界では、「100年に一度」とも言われる業界の構造変化CASEが進展しており、昨年5月には、これらの変化に対応した自動運転、OBD検査に関する内容をも含む道路運送車両法が改正され、自動運行装置の基準適合性審査やプログラムの改変による改造等の技術的審査、自動車の電子的検査に必要な技術情報の一元的な管理という新たな業務を、当機構が実施することが規定されました。現在、国土交通省ご主導の下、次期中期からこれらの新たな業務を支障なく開始することができるよう、鋭意準備を進めているところです。

これらも踏まえて、中期計画の最終年度に当たる令和2年度は、機構が拠って立つ、的確で厳正かつ公正な業務を中心とした既存の業務にしっかりと対応しつつ、このような大きな変化への対応や、機構発足の狙いでもある旧2法人統合に伴うシナジー効果を一層発揮することにより、当機構の「安全で環境に優しい交通社会の実現に貢献する」という社会的使命を果たし、また、結果として、中期目標を達成して参る所存でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本事業報告書が、業務実績等報告書や財務諸表などとともに、当機構の様々な活動についてご理解いただく一助になることを願っております。



独立行政法人自動車技術総合機構  
理事長 柳川 久治

## 2. 法人の目的、業務内容

### (1) 法人の目的

独立行政法人自動車技術総合機構は、自動車の審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。

#### ●独立行政法人自動車技術総合機構法(抜粋)

##### (機構の目的)

第三条 独立行政法人自動車技術総合機構(以下「機構」という。)は、自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。以下同じ。)が同法第四十六条に規定する保安基準(以下「保安基準」という。)に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。

### (2) 業務内容

上記(1)の目的を達成するために以下の業務を行っています。

- i) 自動車が保安基準に適合するかどうかの審査(保安基準適合性審査)
- ii) 自動車の不具合の原因が設計又は製作過程にあるかの技術的な検証(リコール技術検証業務)
- iii) 自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査(登録確認調査業務)
- iv) 自動車技術その他の運輸技術のうち陸上運送に関する安全の確保、環境の保全等に関する試験、調査、研究及び開発
- v) 前号掲げる業務に係る成果の普及(自動車・鉄道技術の国際標準化活動)
- vi) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

#### ●独立行政法人自動車技術総合機構法(抜粋)

##### (業務の範囲)

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 自動車、共通構造部(自動車運送車両法第七十五条の二第一項に規定する共通構造部をいう。)及び自動車の装置が保安基準に適合するかどうかの審査を行うこと。
- 二 道路運送車両法第六十三条の二第六項及び第六十三条の三第五項の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が保安基準に適合していないおその原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同条第一項及び第二項の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証を行うこと。
- 三 自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行うこと。
- 四 自動車技術その他の運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。
- 五 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

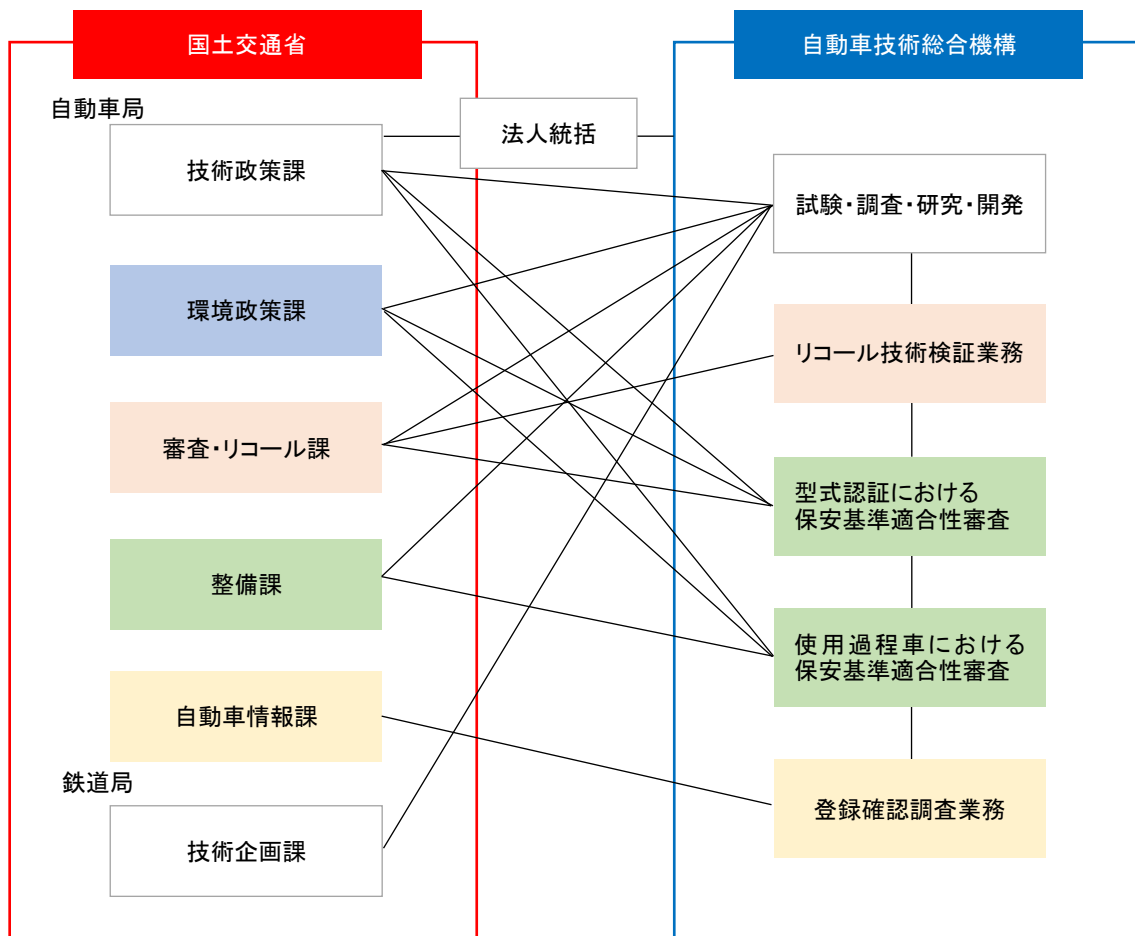
### 3. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

#### (1) 国土交通省の政策体系との関係

令和元年度の国土交通省の政策体系は13の柱から構成されておりますが、当機構の各業務と国土交通省の政策ごとの予算との対応関係につきましては、以下のとおりとなります。

| 国土交通省の政策体系                                                     | 経理区分 | 当機構の業務                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 政策目標Ⅴ<br>「安全で安心できる交通の確保、治安、生活安全の確保」<br>施策目標17<br>「自動車の安全性を高める」 | 一般勘定 | 自動車等の基準策定に係る研究の中核をなし、併せて国際標準化業務の支援等を行う研究業務                                                      |
|                                                                | 審査勘定 | 道路運送車両法に基づき的確で厳正かつ公正な実施が求められる執行業務<br>(具体的な業務内容)<br>・保安基準適合性の審査<br>・登録に係る確認調査<br>・リコールに係る技術的検証 等 |

#### (2) 国土交通省所管部局との関係



※国交省の各課名称は、令和2年4月1日付け組織再編前のものであり、4月1日から技術政策課は技術・環境政策課に、環境政策課は安全・環境基準課に組織改正されています。

## 4. 中期目標

### (1) 概要

我が国においては、依然として多くの人命が自動車事故によって奪われており、また、地球温暖化対策について、温室効果ガスの削減の確実な実施が求められている。さらに、鉄軌道輸送については、一たび事故が発生すると甚大な被害を生ずるおそれがある。

このようなことから、国土交通省においては、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るため、安全・環境基準の策定、国際標準化、自動車の型式認証、検査・登録、リコール等の施策を実施しており、自動車技術総合機構は自動車の検査に係る保安基準適合性審査及び自動車の型式認証に係る審査、リコールに係る技術的な検証及び基準策定に資する研究等の業務を実施し、これまで、数々の自動車等の安全・環境基準策定、基準不適合車の生産・流通の未然防止、リコールの迅速かつ確実な実施、我が国技術の国際標準化等といった行政施策に対する貢献を行ってきたところである。

近年は、自動運転等の自動車技術が著しく進展する中で、新技術に対応した基準策定、新車及び使用過程時の審査、リコールについて迅速かつ的確な対応が不可欠となっていることから、当機構の役割は、道路運送車両法に基づく基準適合性審査、リコール技術検証等の業務を、引き続き的確で厳正かつ公正に実施するだけでなく、自動車の設計から使用段階までを総合的に対応することによるシナジー効果の創出を通じ、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るとともに、国土交通省が行う自動車等の基準策定に係る研究の中核をなし、併せて国際標準化業務の支援等を行うことである。

※独立行政法人自動車技術総合機構第1期中期目標(平成28年度～令和2年度)のⅠ.政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)をベースに読みやすく再編しています。[詳細につきましては、第1期中期目標をご覧ください。](#)

### (2) 一定の事業等のまとめりと目標

当法人は中期目標における一定の事業等のまとめりに基づき経理区分を開示しています。具体的な区分名及び中期目標における一定の事業等のまとめりは次の通りです。

| 経理区分 | 中期目標における一定の事業等のまとめり                                                                         |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般勘定 | 自動車等の基準策定に係る研究の中核をなし、併せて国際標準化業務の支援等を行う研究業務                                                  |
| 審査勘定 | 道路運送車両法に基づき的確で厳正かつ公正な実施が求められる執行業務(具体的な業務内容)<br>・保安基準適合性の審査<br>・登録に係る確認調査<br>・リコールに係る技術的検証 等 |

## 5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

### 【基本理念】

当法人は、安全で環境にやさしい交通社会の実現に貢献することを基本理念としています。

### 【運営方針】

- ・自動車、鉄道等の陸上交通に関する技術の著しい進展や国際競争の益々の激化を踏まえ、自動車の設計から使用段階までを総合的に対応する等、国の施策に対して、一体となって貢献を行います。
- ・自動車の審査業務を的確で厳正かつ公正に実施します。また、自動車の型式認証における基準適合性審査等については、併せて効率的に実施します。
- ・リコールの迅速かつ確実な実施を図るため、的確かつ確実にリコール技術検証業務を実施します。
- ・自動車の登録確認調査を確実に実施します。
- ・国が行う自動車、鉄道等の基準策定を支援する研究の中核として、新技術等に積極的に対応します。また、国等が実施する先導的な技術開発において産学官連携の基盤的機能を担います。
- ・審査等で蓄積した技術的知見等を活かし、我が国自動車・鉄道技術の国際標準化活動に積極的に貢献します。また、鉄道認証を通じて我が国の鉄道技術の海外展開に貢献します。

### 【役職員行動指針】

- ・機構の業務の公共的使命を深く自覚し、常に公正な職務の執行に当たります。
- ・常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らの属する組織のための私的利益のために用いません。
- ・法令により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為を行いません。
- ・職務の遂行に当たっては、公益の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組みます。
- ・勤務時間外においても、自らの行動が職務の信用に影響を与えることを常に認識して行動します。



### 自動車技術総合機構のシンボルマーク

2個の球体は、テクノロジーを象徴する青色の球体と環境を象徴する緑色の球体が安定して同じ軌道に乗って動いている様子を表現しており、安全で環境にやさしい交通社会の実現を目指す経営理念をイメージしています。

**NALTEC**

National Agency for Automobile and Land Transport Technology



## 6. 中期計画及び年度計画

第1期中期計画(平成28年4月～令和3年3月)に掲げる項目及びその主な内容と令和元年度の年度計画との関係は次のとおりです。

[詳細につきましては、第1期中期計画及び年度計画をご覧ください。](#)

(注)ピンク色は経理区分を表しています。

| 第1期中期計画と主な指標等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 令和元年度計画と主な指標等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 一般勘定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>2. 新技術や社会的要請に対応した行政への支援</p> <p>(1) 研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事項</p> <p>① 研究内容の重点化・成果目標の明確化</p> <p>自動車(安全分野)</p> <p>自動車(環境分野)</p> <p>鉄道等</p> <p>② 外部連携の強化・研究成果の発信</p> <p>✓ 共同研究の実施 90 件程度</p> <p>✓ 基準策定等に資する調査、研究 125 件程度</p> <p>✓ 国内外の学会等で発表 一人平均 15 件程度</p> <p>査読付き論文を発表 一人平均 2.5 件程度</p> <p>③ 受託研究等の獲得</p> <p>✓ 国等からの受託研究等の実施 300 件程度</p> <p>④ 知的財産権の活用と管理適正化</p> <p>✓ 特許等の産業財産権の出願 24 件程度</p> | <p>2. 新技術や社会的要請に対応した行政への支援</p> <p>(1) 研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事項</p> <p>① 研究内容の重点化・成果目標の明確化</p> <p>自動車(安全分野)</p> <p>✓ 研究計画の目標を超過して達成した課題の数</p> <p>自動車(環境分野)</p> <p>✓ 研究計画の目標を超過して達成した課題の数</p> <p>鉄道等</p> <p>✓ 研究計画の目標を超過して達成した課題の数</p> <p>② 外部連携の強化・研究成果の発信</p> <p>✓ 共同研究の実施 18 件程度</p> <p>✓ 基準策定等に資する調査、研究 25 件程度</p> <p>✓ 国内外の学会等で発表 一人平均 3 件程度</p> <p>✓ 査読付き論文を発表 一人平均 0.5 件</p> <p>③ 受託研究等の獲得</p> <p>✓ 国等からの受託研究等の実施 60 件程度</p> <p>④ 知的財産権の活用と管理適正化</p> <p>✓ 特許等の産業財産権の出願 5 件程度</p> |
| <p>3. 我が国技術の国際標準化等への支援</p> <p>(1) 自動車技術の国際標準化</p> <p>✓ 自動車基準調和世界フォーラム会合参加 60 回程度</p> <p>(2) 鉄道技術の国際標準化</p> <p>① ISO、IEC 等への参画</p> <p>✓ 国内での ISO、IEC等の専門家会議へ参加 70 回程度</p>                                                                                                                                                                                                                              | <p>3. 我が国技術の国際標準化等への支援</p> <p>(1) 自動車技術の国際標準化</p> <p>✓ 自動車基準調和世界フォーラム会合参加 12 回程度</p> <p>(2) 鉄道技術の国際標準化</p> <p>① ISO、IEC 等への参画</p> <p>✓ 国内での ISO、IEC等の専門家会議へ参加 14 回程度</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>②国際的な認証・安全性評価の推進</p> <p>✓ 認証審査、規格適合性評価に係る受託契約の完遂率 100%</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>②国際的な認証・安全性評価の推進</p> <p>✓ 認証審査、規格適合性評価に係る受託契約の完遂率 100%</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <b>審査勘定</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>1. 的確で厳正かつ公正な業務の実施</p> <p>(1) 自動車の審査業務</p> <p>①型式認証における基準適合性審査等</p> <p>✓ 審査方法等の改善(50 件以上)</p> <p>②使用段階における基準適合性審査</p> <p>車検検査(検査業務)を的確で厳正かつ公正に実施</p> <p>✓ 故障が原因のコース閉鎖時間 年平均 2,000 時間以下</p> <p>✓ 重大な事故の発生にかかる度数率 年平均 1.15 以下</p> <p>✓ 街頭検査 55 万台以上実施</p> <p>(2) 自動車の登録確認調査業務</p> <p>✓ 30 年度開始までに国からの移管を完了</p> <p>(3) 自動車のリコール技術検証業務</p> <p>✓ 20,000 件以上の不具合情報の分析</p> | <p>1. 的確で厳正かつ公正な業務の実施</p> <p>(1) 自動車の審査業務</p> <p>①型式認証における基準適合性審査等</p> <p>✓ 審査方法等の改善(10 件以上)</p> <p>②使用段階における基準適合性審査</p> <p>車検検査(検査業務)を的確で厳正かつ公正に実施</p> <p>✓ 故障が原因のコース閉鎖時間 年平均 2,000 時間以下</p> <p>✓ 重大な事故の発生にかかる度数率 年平均 1.15 以下</p> <p>✓ 街頭検査 11 万台以上実施</p> <p>(2) 自動車の登録確認調査業務</p> <p>✓ 登録確認調査の確実な実施</p> <p>(3) 自動車のリコール技術検証業務</p> <p>✓ 4,000 件以上の不具合情報の分析</p> |
| <p>2. 新技術や社会的要請に対応した行政への支援</p> <p>(2) 自動車の審査業務の高度化</p> <p>①型式認証における基準適合性審査等</p> <p>②使用段階における基準適合性審査</p> <p>(3) 自動車のリコール技術検証業務の高度化 より高い専門性を有する職員の確保・育成、外部機関との連携等、業務体制の強化、諸外国のリコール関連情報の活用</p> <p>✓ 自動車の事故・火災事例等を踏まえた車両不具合の詳細検討 230 件程度実施</p>                                                                                                                             | <p>2. 新技術や社会的要請に対応した行政への支援</p> <p>(2) 自動車の審査業務の高度化</p> <p>①型式認証における基準適合性審査等</p> <p>②使用段階における基準適合性審査</p> <p>✓ OBD検査の準備及び体制整備</p> <p>(3) 自動車のリコール技術検証業務の高度化 より高い専門性を有する職員の確保・育成、外部機関との連携等、業務体制の強化、諸外国のリコール関連情報の活用</p> <p>✓ 自動車の事故・火災事例等を踏まえた車両不具合の詳細検討 46 件程度実施</p>                                                                                              |
| <p>4 その他の国土交通行政への貢献</p> <p>(1) 盗難車両対策</p> <p>(2) 点検整備促進への貢献等</p> <p>✓ 指定整備工場の検査院研修等に講師派遣 5,000 回程度</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>4 その他の国土交通行政への貢献</p> <p>(1) 盗難車両対策</p> <p>(2) 点検整備促進への貢献等</p> <p>✓ 指定整備工場の検査院研修等に講師派遣 1,000 回程度</p>                                                                                                                                                                                                                                                         |

|                                                                                                                |                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| (3)関係機関との情報共有の促進                                                                                               | (3)関係機関との情報共有の促進                          |
| <b>Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>                                                                         |                                           |
| 1. 業務運営<br>(1)一般管理費及び業務経費の効率化目標等<br>✓ 一般管理費を 6%、業務経費を 2%程度抑制<br>(2)調達の見直し<br>(3)業務運営の情報化・電子化                   | 同左                                        |
| 2. 組織運営<br>(1)要員配置の見直し<br>(2)その他実施体制の見直し                                                                       | 同左                                        |
| <b>Ⅴ. その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>                                                                          |                                           |
| 1. 自動車の設計から使用段階までの総合的な対応<br>✓ 技術戦略本部の開催状況(モニタリング指標)                                                            | 同左                                        |
| 2. 施設及び設備に関する計画                                                                                                | 同左                                        |
| 3. 人材確保、育成及び職員の意識向上<br>✓ 職員表彰の実績                                                                               | ✓ 交通安全環境研究所の所内セミナー(10テーマ)の開催<br>✓ 職員表彰の実施 |
| 4. 広報の充実強化を通じた国民理解の醸成<br>✓ 交通安全環境研究所フォーラム及びタイムリーな特定のテーマにかかる研究成果等を紹介する講演会をそれぞれ毎年 1 回程度開催<br>✓ 研究所の一般公開を毎年1回程度実施 | 同左                                        |
| 5. 内部統制の徹底<br>内部統制委員会及びリスク管理委員会の取り組み強化、検査業務適正化推進本部設置                                                           | 同左                                        |

## 7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

### (1) ガバナンスの状況

#### ① 主務大臣

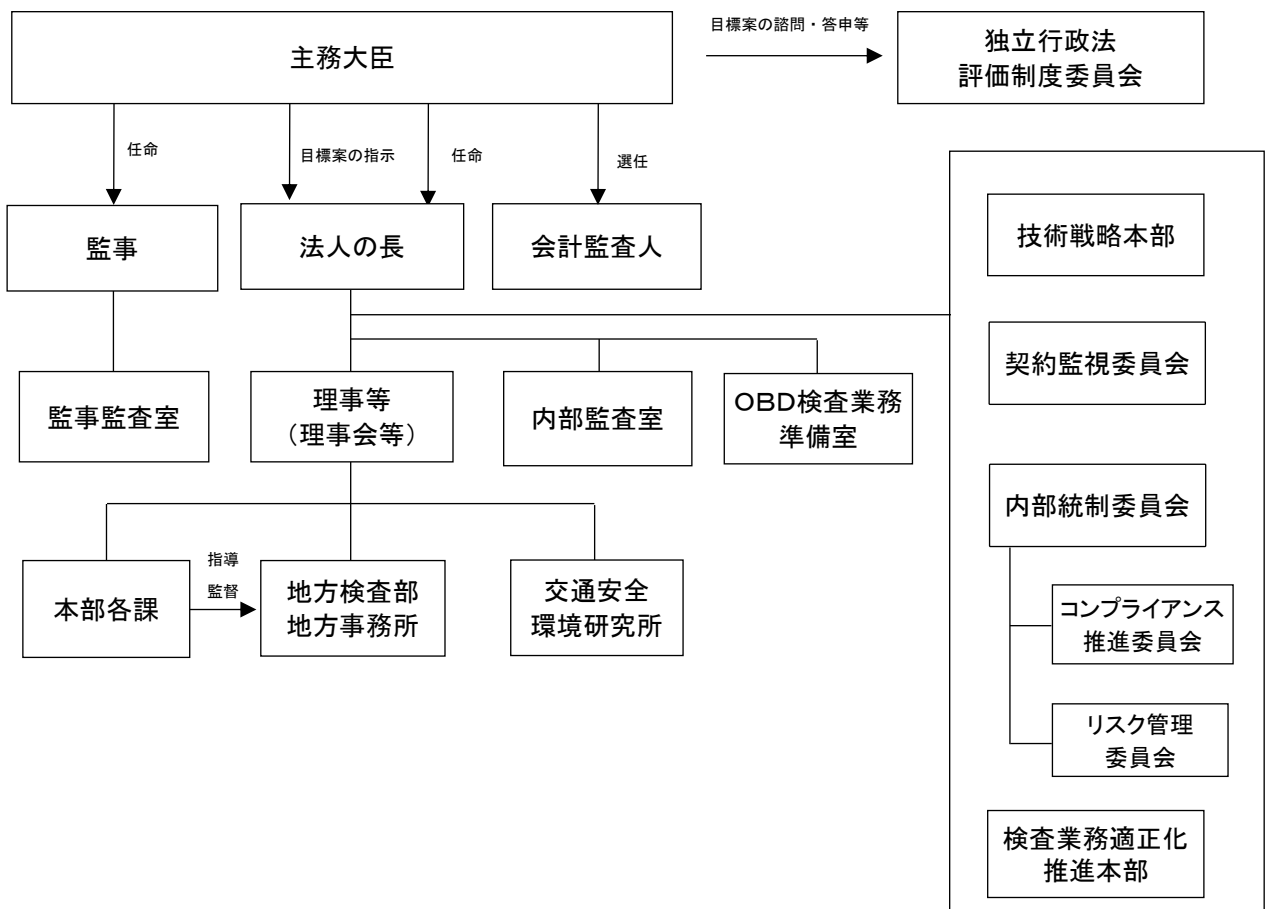
機構の主務大臣は国土交通大臣となります。(独立行政法人自動車技術総合機構第18条)

#### ② ガバナンスの体制図

ガバナンスの体制は次のとおりです。なお、平成26年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、平成27年に内部統制の推進に関する規程を整備し、内部統制の目的が、当機構の役職員の職務の執行が独立行政法人通則法などの関係法令に適合するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成していくことを明確化したところです。また、内部統制機能の有効性チェックのため会計監査人の監査のほか、内部統制委員会を設け、定期的なモニタリング等を実施しております。

[内部統制システムの整備の詳細につきましては業務方法書をご覧ください。](#)

自動車技術総合機構のガバナンス体制図



(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

| 役 職          | 氏 名    | 任 期                                        | 担 当                              | 経 歴                                                                                                                       |
|--------------|--------|--------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 理事長          | 柳川 久治  | 自 平成 28 年 7 月 1 日<br>至 令和 3 年 3 月 31 日     |                                  | 昭和 53 年 4 月 古河電気工業(株)入社<br>平成 25 年 6 月 古河電気工業(株)執行役員<br>常務研究開発本部長<br>平成 28 年 3 月 古河電気工業(株)退職                              |
| 理 事<br>(常勤)  | 江角 直樹  | 自 平成 30 年 7 月 1 日<br>至 令和 2 年 6 月 30 日     | (技術戦略・<br>認証審査・<br>リコール技<br>術検証) | 昭和 58 年 4 月 運輸省入省<br>平成 26 年 7 月 国土交通省中部運輸局次長<br>平成 27 年 7 月 国土交通省北陸信越運輸局長<br>平成 30 年 6 月 国土交通省退職(役員出向)                   |
| 理 事<br>(常勤)  | 三上 誠順  | 自 平成 30 年 7 月 1 日<br>至 令和 2 年 6 月 30 日     | (総務)                             | 平成 3 年 4 月 運輸省入省<br>平成 28 年 6 月 国土交通省大臣官房運輸安全<br>監理官<br>平成 30 年 6 月 国土交通省退職(役員出向)                                         |
| 理 事<br>(常勤)  | 平井 信昭  | 自 平成 30 年 4 月 1 日<br>至 令和 2 年 3 月 31 日     | (企画・検<br>査)                      | 昭和 54 年 4 月 運輸省入省<br>平成 28 年 4 月 国土交通省中国運輸局<br>自動車技術安全部長<br>平成 29 年 4 月 自動車技術総合機構<br>監事監査室長<br>平成 29 年 6 月 (独)自動車技術総合機構退職 |
| 理 事<br>(常勤)  | 橋本 義明  | 自 平成 30 年 7 月 1 日<br>至 令和 2 年 6 月 30 日     | (安全・施<br>設)                      | 昭和 52 年 4 月 ヤマハ発動機(株)入社<br>平成 25 年 1 月 ヤマハ発動機(株)取締役<br>人事総務本部長<br>平成 28 年 6 月 ヤマハ発動機(株)退職                                 |
| 理 事<br>(常勤)  | 石井 素   | 自 平成 30 年 7 月 1 日<br>至 令和 2 年 6 月 30 日     | (国際・研<br>究・情報シ<br>ステム)           | 平成 3 年 4 月 運輸省入省<br>平成 28 年 4 月 (独)自動車技術総合機構<br>交通安全環境研究所<br>自動車研究部長<br>平成 28 年 6 月 (独)自動車技術総合機構退職                        |
| 監 事<br>(常勤)  | 古川 一美  | 自 平成 28 年 7 月 1 日<br>至 令和 3 年度の財務諸<br>表承認日 |                                  | 昭和 56 年 4 月 運輸省入省<br>平成 28 年 4 月 (独)自動車技術総合機構<br>監事監査室長<br>平成 28 年 6 月 (独)自動車技術総合機構退職                                     |
| 監 事<br>(非常勤) | 中村 友理香 | 自 平成 28 年 7 月 1 日<br>至 令和 3 年度の財務諸<br>表承認日 |                                  | 平成 3 年 4 月 太田昭和監査法人入所<br>平成 9 年 8 月 太田昭和監査法人退職<br>平成 9 年 8 月 中村公認会計士事務所開業                                                 |

② 会計監査人の氏名、名称

太陽有限責任監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和元年度末現在 1,020 人(前期末比 3 人増加、0.29%増)であり、平均年齢は 35 歳(前期末 35 歳)となっています。このうち国等からの出向者は 816 人です。

#### (4)重要な施設等の整備等の状況

##### ①当事業年度中に完成した主要施設等

- ・審査上屋の庇延長・耐震補強工事、油水分離層新設、審査上屋の改修等  
(取得価額 849 百万円)
- ・自動方式総合検査用機器の更新(取得価額 679 百万円)
- ・高度運転支援装置安全性評価施設の整備(71 百万円)

##### ②当事業年度において継続中の主要な施設等の新設・拡充

- ・ポール側面衝突試験設備の導入
- ・WLTP試験設備の改修
- ・走行試験路(小R等)の改修

##### ③当事業年度中に処分した主要な施設等

重要なものはございません。

#### (5)純資産の状況

##### ①資本金の状況

(単位:百万円)

| 区 分     | 期首残高   | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高   |
|---------|--------|-------|-------|--------|
| 政府出資金合計 | 24,867 | 0     | 0     | 24,867 |
| 資本金合計   | 24,867 | 0     | 0     | 24,867 |

令和元年度末の資本金(政府出資金)は 24,867 百万円であり、その内訳は一般勘定 4,554 百万円、審査勘定 20,313 百万円となっています。

##### ②目的積立金の状況

令和元年度は、目的積立金の申請を行っていません。

繰越積立金の取崩状況については、前中期目標期間に自己財源で取得した資産の減価償却費相当額等に充てるため、一般勘定で 38 百万円、審査勘定で 134 百万円、計 172 百万円の前中期目標期間繰越積立金を取り崩しています。

#### (6)財源の状況

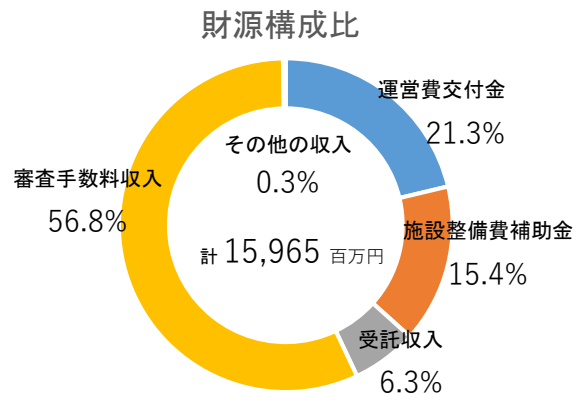
##### ①財源(収入)の内訳(運営費交付金、国庫補助金、業務収入、その他)

令和元年度の法人単位の収入決算額は 15,965 百万円であり、主なものは審査手数料収入(型式認証における審査手数料及び自動車審査証紙収益)になりますが、その他にも様々な収入があり、その内訳は以下のとおりです。

(単位:百万円)

| 区 分      | 金額     |
|----------|--------|
| 運営費交付金   | 3,396  |
| 施設整備費補助金 | 2,453  |
| 受託収入     | 1,013  |
| 審査手数料収入  | 9,061  |
| その他の収入   | 43     |
| 合計       | 15,965 |

(注)各金額は単位未満切捨てのため、合計額と一致しない。



## ②自己収入に関する説明

当機構は、自己収入として主に審査手数料収入 9,061 百万円を得ています。審査手数料は、自動車や自動車部品の販売前に行う型式ごとの安全・環境基準への適合性についての技術上の審査時に自動車メーカー等が負担する審査手数料及び使用過程車の保安基準適合審査時に自動車ユーザーが負担する自動車審査証紙収益となります。このほか、陸上運送に関する安全の確保や環境の保全に関する調査、研究等を国や民間会社から請け負い、1,013 百万円の受託収入を得ています。

## (7)社会及び環境への配慮等の状況

機構は業務遂行にあたり、一事業所として、政府が推進する環境施策、障害者施策、働き方改革等の省庁横断的な施策にも適宜貢献しています。

1. 機構は環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律に基づき、環境報告書の作成及び公表を行っております。
2. 機構は国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、環境物品等の調達の推進に取り組んでいます。
3. 機構は国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に取り組んでいます。
4. 機構は官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、物件の買入れ等の契約を締結するにあたり、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講じています。
5. 機構は次世代育成支援対策推進法に基づき、雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に取り組んでいます。
6. 機構は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を行っています。

[それぞれの取り組みの詳細につきましては、機構HPリンク先をご参照ください。](#)

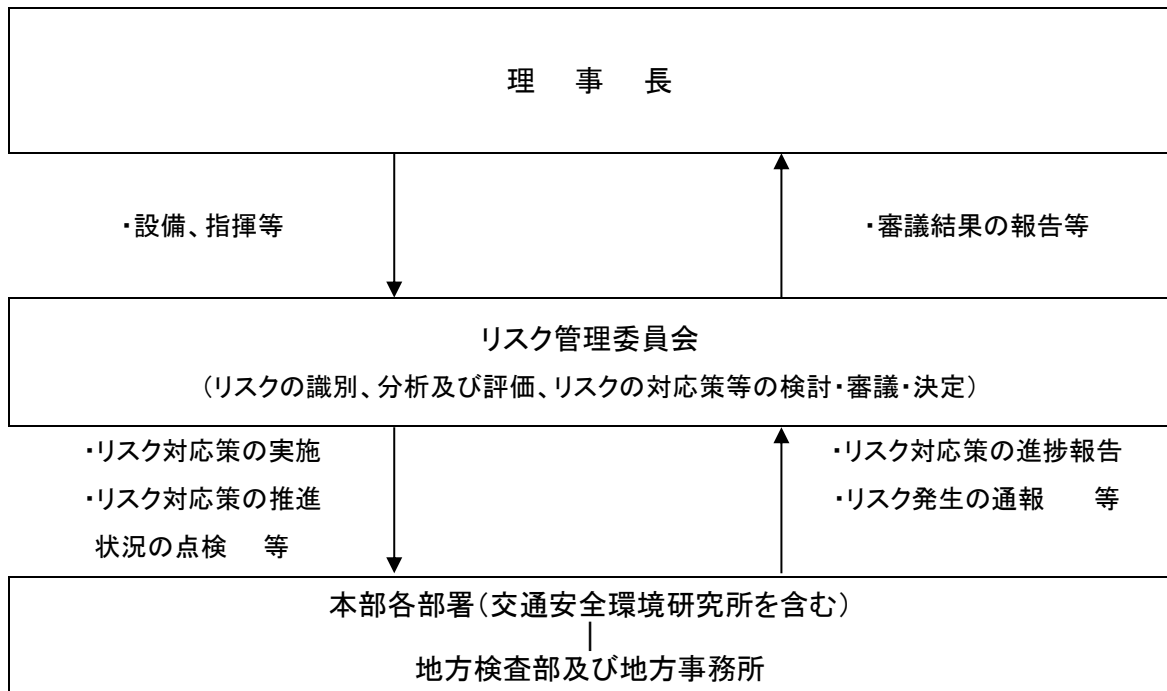
## 8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

### (1) リスク管理の状況

当機構では業務運営上の全般的なリスク管理については、リスク管理規程に基づき、理事長を委員長とするリスク管理委員会において、機構内のリスク管理の検討及び審議等を行っています。

また重大なリスクについては、検査業務適正化推進本部や外部有識者によるモニタリングなども活用してリスクの再発防止に努めています。

リスク管理体制図(機構の内部統制の構成イメージ)



### (2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

#### ① 業務運営上の課題

[検査施設の維持・管理・更新]

自動車検査を的確で厳正かつ公正に実施するためには、様々な審査機器の維持・管理・更新が欠かせませんが、昨今の審査件数の減少傾向を踏まえ、過剰な設備投資は行わず、効率的かつ効果的な運営を心がけています。また、検査機器の老朽更新に当たっては、更新基準により審査機器の耐用年数を定めた上で、故障の状況などを勘案しながら計画的に実施しています。

#### ② 的確で厳正かつ公正な検査業務を妨げる重大リスク

自動車の使用段階における基準適合性審査を的確で厳正かつ公正に実施することは、当機構の業務の根幹をなすものであり、これを阻害するものは業務運営上のリスクとして認識しています。特に構内事故、不当要求、検査機器の不適切な維持管理については、一度発生すれば業務の継続に



大きな影響を与える重大リスクとして認識しており、常日頃から適切な審査体制の整備に努めています。また、万一これらの事案が発生した場合には経営トップまで迅速に情報を共有し、原因分析を行った上で事案の再発防止を図ることとしています。過去に発生した不適切事案については以下の取組により再発防止を図っています。

ア 構内事故の防止

- ・事故速報の迅速な展開及び再発防止策の検討・策定
- ・安全作業マニュアルの改正
- ・事故防止啓発ポスター等の掲示による受検者への注意喚起
- ・安全に配慮した検査機器の更新

イ 不当要求防止対策の推進

- ・全事務所への監視カメラ、音声レコーダーの導入
- ・神奈川県事務所並行輸入自動車専用審査棟の本格運用の開始
- ・外部有識者によるモニタリングの実施
- ・全事務所における特異事業者等への対応訓練の実施

ウ 検査機器の不適切な維持管理の排除

- ・検査機器の管理に係る規程を改正し、職員による判定値の確認の強化のみならず、機器メーカーや校正機関による定期点検、校正時においても判定値等の確認を行う多重チェック体制の構築

③研究不正の防止に向けた取組

研究不正の防止に向けた取組については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)に従って適切に取り組んでおり、不正行為を抑止する環境の不断の見直しを行っています。

④その他の重大リスク

[情報セキュリティインシデント発生]

情報セキュリティインシデントの発生は、業務に関わる個人情報漏洩や業務システムの安定的な運営のための重大なリスクの一つと認識しており、当該リスク管理のための体制、対応方針、日常的なモニタリング制度等を柱とした「独立行政法人自動車技術総合機構情報セキュリティポリシー」を定め具体的な対応を行なっています。

最近では、サイバー攻撃なども年々巧妙かつ執拗になっており、これらに対応した情報セキュリティ教育・訓練の定期的な実施が求められており、特に情報インシデントが発生した場合の対応なども含め、常日頃から適切かつ迅速な対応を図るよう努めています。

[個人情報の漏洩]

各業務に関わる個人情報等の漏洩リスクは、情報セキュリティリスクの中でも極めて重大なリスク

であり、外部からの侵入や不正持ち出し、日常の業務遂行上のミスなどの事務事故などによる情報の流出を未然に防止するため、当該リスクの管理方針、体制整備、対応方針などを柱とした「法人の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」を定め、これに基づき常日頃からのモニタリングなどを通じ徹底した管理に努めています。

## ⑤業務実施体制の見直し

### ア 新規事業への対応、組織・要因の見直し

OBD検査に必要な技術情報を当機構が一元的に管理することを改正事項に含む道路運送車両法の改正(平成31年3月8日閣議決定、令和元年5月24日公布)を受け、OBD 検査に係るシステム構築及び運用面の検討を本格化するため、本部に「OBD検査業務準備室」を設立することとする組織改正を実施しました。

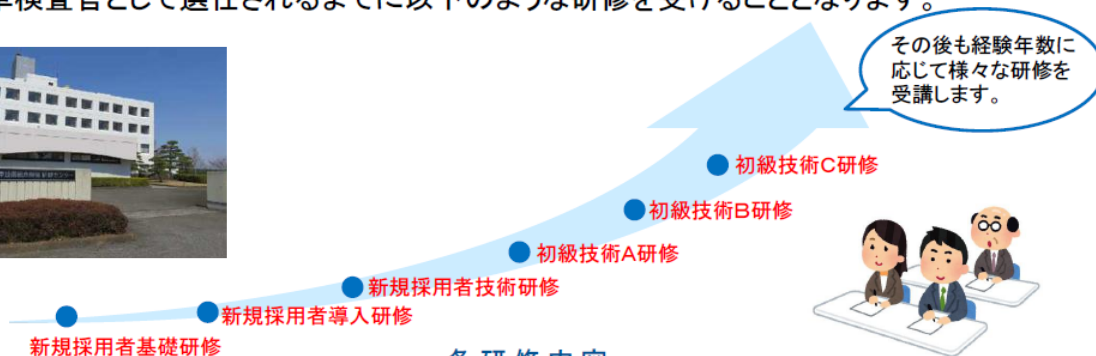
### イ 人材確保、育成及び研修体系

自動車機構の役割に合致した人材の確保に努め、国や関係機関、各部門間の人事交流、適正な業務を行うことが出来るような研修プログラムの整備を行い、新規採用職員の研修を各部署と合同で開催するなどの取組みを行っております。

特に、検査職員の中長期的な人材育成及び組織力強化の視点から、当機構では八王子に研修センターを設置しており、PDCAサイクル等による職員の意識向上及び定着化を図るとともに、年間を通じて各種研修を実施しています。

## 自動車検査官になるまで

新規採用された職員がすぐに自動車検査業務を行うことはできません。車検時に自動車の基準適合性の判断ができるのは自動車検査官として選任された者になります。この自動車検査官として選任されるまでに以下のような研修を受けることとなります。



### 各研修内容

|                                               |                                             |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 新規採用者基礎研修(採用時)<br>自動車機構の概要、当機構職員としての心構え       | 初級技術A研修(2年目)<br>新規検査の審査技術、自動車検査官を補佐するに必要な知識 |
| 新規採用者導入研修(1年目)<br>自動車検査に係る法令等、業務遂行に必要な基礎知識    | 初級技術B研修(3年目)<br>改造車等の審査技術、自動車検査官を補佐するに必要な知識 |
| 新規採用者技術研修(1年目)<br>継続検査の審査技術、自動車検査官を補佐するに必要な知識 | 初級技術C研修(3~4年目)<br>構造計算等の自動車検査官として必要な高度な専門知識 |

#### ウ 職員の意欲向上及び人事評価制度の着実な運用・定着

基準策定・国際相互承認の推進のための国際会議参加や研究発表、交通安全環境研究所の所内セミナー等を通じた人材育成を行っており、各部門からの話題提供により各職員の機構全体業務の理解促進や、若手研究者による学会発表内容の共有の推進をしています。

さらに業務改善の提案等の実績や緊急時の対応状況等を評価し表彰することなどにより、職員の業務への取組意欲の向上を図っております。

また、人事評価制度については、「個々人の成長」及び「組織の成長」の達成のために、個々の職員が組織の目標達成に向けて果たすべき役割や実現すべき能力・スキルを明確にした上で、その成果をより適切に評価する新たな人事評価制度の導入を行ったところです。

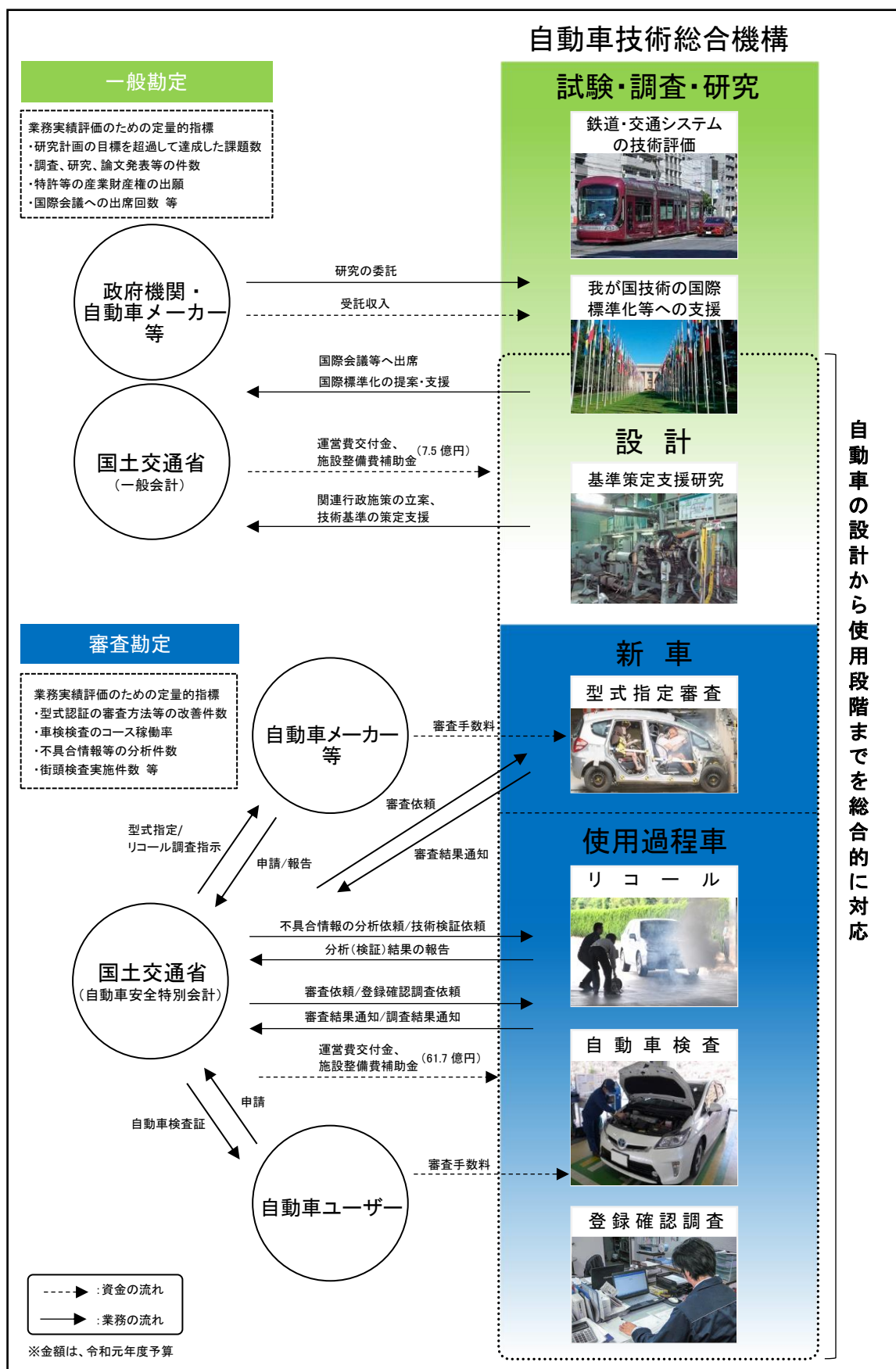
[それぞれの詳細につきましては、業務実績報告書をご参照ください。](#)

[なお、リスクの評価と対応を含む内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。](#)

## 9. 業績の適正な評価の前提情報

令和元年度の当機構の各業務についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提となる、主な事業スキームを示します。

当機構は、自動車等の基準策定に係る研究及び国際標準化業務の支援等並びに道路運送車両法に基づく的確で厳正かつ公正な基準適合性審査、リコール技術検証等の業務を実施するなど、自動車の設計から使用段階までを総合的に対応することで、国土交通省による自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全の行政施策に貢献しています。また、自動車等の基準策定に係る研究及び国際標準化業務の支援等の業務を経理する「一般勘定」と道路運送車両法に基づく的確で厳正かつ公正な基準適合性審査、リコール技術検証等の業務を経理する「審査勘定」の2つの勘定を設けています。



自動車の設計から使用段階までを総合的に対応

## 10. 業務の成果と使用した資源との対比

### (1) 自己評価

当機構は、良質なサービスの提供、組織と業務の効率的運営、関係法令等の遵守及び人材の育成を経営方針として掲げ、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。令和元年度は年度計画及び第1期中期計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について適切に取り組み、総合的にみて本中期目標の達成に向けて適切な業務運営を行って参りました。

各業務(セグメント)毎の具体的な取り組み結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

[詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。](#)

令和元年度項目別評定総括表

| 項目                                                                                                                                 | 評価(注) | 行政コスト            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------|
| I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項                                                                                                 |       |                  |
| 一般勘定                                                                                                                               |       |                  |
| 2. 新技術や社会的要請に対応した行政への支援                                                                                                            |       | 1,924 百万円<br>の内数 |
| (1) 研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事項                                                                                                 |       |                  |
| ①研究内容の重点化・成果目標の明確化                                                                                                                 |       |                  |
| 自動車(安全分野)<br>✓ 年度計画の目標を超えた研究成果が得られた。                                                                                               | A     |                  |
| 自動車(環境分野)<br>✓ 年度計画の目標を超えた研究成果が得られた。                                                                                               | A     |                  |
| 鉄道等<br>✓ 年度計画の目標を超えた研究成果が得られた。                                                                                                     | A     |                  |
| ②外部連携の強化・研究成果の発信                                                                                                                   |       |                  |
| ✓ 共同研究の実施 18 件(100%達成)<br>✓ 基準策定等に資する調査、研究 25 件(100%達成)<br>✓ 国内外の学会等で発表 一人平均 3.06 件(102.3%達成)<br>✓ 査読付き論文を発表 一人平均 0.52 件(104.0%達成) | B     |                  |
| ③受託研究等の獲得                                                                                                                          |       |                  |
| ✓ 国等からの受託研究等の実施 89 件(148.3%達成)                                                                                                     |       |                  |
| ④知的財産権の活用と管理適正化                                                                                                                    |       |                  |
| ✓ 特許等の産業財産権の出願 5 件(100%達成)                                                                                                         |       |                  |

|                                                                                                                                                                      |   |                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------|
| 3. 我が国技術の国際標準化等への支援                                                                                                                                                  |   |                   |
| (1)自動車技術の国際標準化<br>✓ 自動車基準調和世界フォーラム会合参加 16回(133%達成)                                                                                                                   | S |                   |
| (2)鉄道技術の国際標準化<br>①ISO、IEC 等への参画<br>✓ 国内での ISO、IEC等の専門家会議へ参加 18回(129%)<br>②国際的な認証・安全性評価の推進<br>✓ 認証審査、企画適合性評価に係る受託契約の完遂率 100%達成                                        | B |                   |
| 審査勘定                                                                                                                                                                 |   |                   |
| 1. 的確で厳正かつ公正な業務の実施                                                                                                                                                   |   | 15,284 百万円<br>の内数 |
| (1)自動車の審査業務                                                                                                                                                          |   |                   |
| ① 型式認証における基準適合性審査等<br>✓ 審査方法等の改善 10件達成                                                                                                                               | B |                   |
| ②使用段階における基準適合性審査<br>車検検査(検査業務)を的確で厳正かつ公正に実施<br>✓ 故障が原因のコース閉鎖時間 年 947 時間 28 分(目標より 52.6%減)<br>✓ 重大な事故の発生にかかる度数率 年平均 0.69(目標より 40.0%減)<br>✓ 街頭検査 13 万 54 台実施(118.2%達成) | B |                   |
| (2)自動車の登録確認調査業務<br>✓ 登録確認調査の確実な実施                                                                                                                                    | B |                   |
| (3)自動車のリコール技術検証業務<br>✓ 不具合情報の分析 4,787 件(120%達成)                                                                                                                      | A |                   |
| 2. 新技術や社会的要請に対応した行政への支援                                                                                                                                              |   |                   |
| (2)自動車の審査業務の高度化                                                                                                                                                      |   |                   |
| ①型式認証における基準適合性審査等                                                                                                                                                    | A |                   |
| ②使用段階における基準適合性審査<br>✓ OBD検査の準備及び体制整備                                                                                                                                 | A |                   |
| (3)自動車のリコール技術検証業務の高度化<br>より高い専門性を有する職員の確保・育成、外部機関との連携等、業務体制の強化                                                                                                       | A |                   |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |   |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--|
| <p>諸外国のリコール関連情報の活用</p> <p>✓ 自動車の事故・火災事例等を踏まえた車両不具合の詳細検討<br/>63 件(137.0%達成)</p>                                                                                                                                                                                                                                        |   |  |
| <p>4. その他の国土交通行政への貢献</p> <p>(1)盗難車両対策</p> <p>(2)点検整備促進への貢献等</p> <p>✓ 指定整備工場の検査院研修等に講師派遣 1,202 回(120.2%達成)</p> <p>(3)関係機関との情報共有の促進</p>                                                                                                                                                                                 | A |  |
| <b>Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                |   |  |
| <p>1. 業務運営</p> <p>(1)一般管理費及び業務経費の効率化目標等</p> <p>✓ 一般管理費を 6%、業務経費を 2%程度抑制</p> <p>(2)調達の見直し</p> <p>(3)業務運営の情報化・電子化</p> <p>2. 組織運営</p> <p>(1)要員配置の見直し</p> <p>(2)その他実施体制の見直し</p>                                                                                                                                           | B |  |
| <b>Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |   |  |
| <p>1. 財務運営の適正化</p> <p>2. 自己収入の拡大</p> <p>3. 保有資産の見直し</p>                                                                                                                                                                                                                                                               | B |  |
| <b>Ⅳ. 短期借入金の限度額</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |   |  |
| 短期借入金の限度額 3,000 百万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | — |  |
| <b>Ⅴ. その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |   |  |
| <p>1. 自動車の設計から使用段階までの総合的な対応</p> <p>✓ 技術戦略本部の開催状況</p> <p>2. 施設及び設備に関する計画</p> <p>3. 人材確保、育成及び職員の意欲向上</p> <p>✓ 職員表彰の実施</p> <p>4. 広報の充実強化を通じた国民理解の醸成</p> <p>✓ 交通安全環境研究所フォーラム及びタイムリーな特定のテーマにかかる研究成果等を紹介する講演会 フォーラム、講演会をそれぞれ 1 回実施</p> <p>✓ 研究所の一般公開 4 月 21 日実施</p> <p>5. 内部統制の徹底</p> <p>内部統制委員会及びリスク管理委員会の取り組み強化、検査業務適</p> | B |  |



|                                                     |   |  |
|-----------------------------------------------------|---|--|
| 正化推進本部設置                                            |   |  |
| 6. 積立金の使途                                           |   |  |
| <b>Ⅵ. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画</b>         |   |  |
| なし                                                  | — |  |
| <b>Ⅶ. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画</b>                       |   |  |
| なし                                                  | — |  |
| <b>Ⅷ. 剰余金の使途</b>                                    |   |  |
| 施設・設備の整備、広報活動、研究費への繰り入れ、海外交流事業（招聘、ワークショップ、国際会議等）に使用 | — |  |

（注1）ピンク色はセグメント区分を表しています。

（注2）評価区分

S: 目標を量的・質的に上回る顕著な成果が得られている。

A: 所期の目標を上回る成果が得られている。

B: 所期の目標を達している。

C: 所期の目標を下回っており、改善を要する。

D: 所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

（2）当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

| 区分 | 平成 28 年度                    | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|----|-----------------------------|----------|----------|-------|---------|
| 評価 | B                           | B        | A        | —     | —       |
| 理由 | 中期計画における所期の目標を上回る成果が得られている。 |          |          |       |         |

評価区分

S: 当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A: 当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B: 中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上）。

C: 中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。

D: 中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標において対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

主務大臣の評価区分は「独立行政法人の評価に関する指針」平成26年9月2日総務大臣決定（平成31年3月12日改定）によります。

## 11. 予算と決算との対比

### 要約した法人単位決算報告書

(単位:百万円、端数四捨五入)

| 区分        | 予算     | 決算     | 差額     | 差額理由            |
|-----------|--------|--------|--------|-----------------|
| <b>収入</b> |        |        |        |                 |
| 運営費交付金    | 3,396  | 3,396  | -      |                 |
| 施設整備費補助金  | 3,522  | 2,453  | △1,069 | 翌年度への繰り越し       |
| 受託収入      | 522    | 1,013  | 490    | 受託の増            |
| 審査手数料収入   | 8,957  | 9,061  | 104    |                 |
| その他収入     | -      | 43     | 43     | 資産貸付収入等         |
| 計         | 16,397 | 15,965 | △432   |                 |
| <b>支出</b> |        |        |        |                 |
| 業務費       | 3,881  | 3,695  | △186   |                 |
| うち 審査関係経費 | 3,645  | 3,449  | △197   |                 |
| 研究関係経費    | 147    | 204    | 57     | 研究経費の増          |
| 研修関係経費    | 89     | 43     | △46    | 研修経費の減          |
| 人件費       | 7,457  | 7,439  | △18    |                 |
| 施設整備費     | 3,522  | 2,453  | △1,069 | 翌年度への繰り越し       |
| 受託等経費     | 487    | 754    | 268    | 受託経費の増          |
| 審査手数料収納経費 | 127    | 152    | 25     | 収納経費の増          |
| 一般管理費     | 924    | 1,477  | 552    | ネットワークシステム構築費の増 |
| 計         | 16,397 | 15,969 | △428   |                 |

[詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。](#)

## 12. 財務諸表

### 要約した法人単位財務諸表

#### ① 貸借対照表

(単位:百万円、端数四捨五入)

| 資 産 の 部     | 金 額           | 負 債 の 部          | 金 額           |
|-------------|---------------|------------------|---------------|
| <b>流動資産</b> |               | <b>流動負債</b>      |               |
| 現金及び預金 (※1) | 5,575         | 前受審査手数料          | 1,284         |
| その他         | 1,624         | 未払金              | 2,594         |
|             |               | その他              | 694           |
| <b>固定資産</b> |               | <b>固定負債</b>      |               |
| 有形固定資産      | 37,617        | 資産見返負債           | 5,484         |
| 無形固定資産      | 24            | 引当金              | 878           |
| 投資その他の資産    | 497           | 資産除去債務           | 2,868         |
|             |               | <b>負債合計</b>      | <b>13,801</b> |
|             |               | <b>純資産の部</b>     |               |
|             |               | 資本金(政府出資金)       | 24,867        |
|             |               | 資本剰余金            | 2,956         |
|             |               | 利益剰余金            | 3,713         |
|             |               | <b>純資産合計(※8)</b> | <b>31,536</b> |
| <b>資産合計</b> | <b>45,337</b> | <b>負債・純資産合計</b>  | <b>45,337</b> |

#### ② 行政コスト計算書

(単位:百万円、端数四捨五入)

|                         | 金 額           |
|-------------------------|---------------|
| <b>I 損益計算書上の費用</b>      |               |
| 研究業務費 (※2)              | 1,220         |
| 審査業務費 (※3)              | 10,297        |
| 一般管理費 (※4)              | 2,163         |
| 財務費用                    | 0             |
| 臨時損失(※5)                | 492           |
| <b>損益計算書上の費用合計</b>      | <b>14,173</b> |
| <b>II その他の行政コスト</b>     |               |
| 減価償却相当額                 | 2,950         |
| 利息費用相当額                 | 61            |
| 除売却差額相当額                | 25            |
| <b>その他の行政コスト合計 (※6)</b> | <b>3,036</b>  |
| <b>III 行政コスト</b>        | <b>17,209</b> |

### ③損益計算書

(単位:百万円、端数四捨五入)

|                      | 金額     |
|----------------------|--------|
| 経常費用(A)              | 13,681 |
| 業務費                  |        |
| 研究業務費(※2)            | 1,220  |
| 審査業務費(※3)            | 10,297 |
| 一般管理費(※4)            | 2,163  |
| 財務費用                 | 0      |
| 経常収益(B)              | 13,743 |
| 運営費交付金収益             | 2,490  |
| 審査手数料収益              | 9,017  |
| 受託収入                 | 1,013  |
| 資産見返負債戻入             | 1,067  |
| その他                  | 156    |
| 臨時損失(C)(※5)          | 492    |
| 臨時利益(D)              | 492    |
| 当期純利益(D=B-A+C-D)(※7) | 62     |
| 目的積立金取崩額(E)          |        |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額      | 172    |
| 当期総利益(D+E)           | 235    |

### ④純資産変動計算書

(単位:百万円、端数四捨五入)

|               | 資本金    | 資本剰余金   | 利益剰余金 | 純資産合計   |
|---------------|--------|---------|-------|---------|
| 当期首残高         | 24,867 | 4,063   | 3,650 | 32,581  |
| 当期変動額         |        |         |       |         |
| その他の行政コスト(※6) |        | △ 3,036 |       | △ 3,036 |
| 当期純利益(※7)     |        |         | 62    | 62      |
| その他           |        | 1,928   |       | 1,928   |
| 当期変動額合計       | —      | △ 1,107 | 62    | △ 1,045 |
| 当期末残高(※8)     | 24,867 | 2,956   | 3,713 | 31,536  |

⑤キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円、端数四捨五入)

|                                | 金額      |
|--------------------------------|---------|
| <b>I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)</b>   | 1,353   |
| 業務支出                           | △ 2,392 |
| 人件費支出                          | △ 8,335 |
| 一般管理費支出                        | △ 1,234 |
| 運営費交付金収入                       | 3,396   |
| 審査手数料収入                        | 8,936   |
| その他収入・支出                       | 982     |
| <b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)</b>  | △ 1,479 |
| <b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)</b> | △ 23    |
| <b>IV 資金に係る換算差額(D)</b>         | △ 0     |
| <b>V 資金増加額(E=A+B+C+D)</b>      | △ 149   |
| <b>VI 資金期首残額(F)</b>            | 3,224   |
| <b>VII 資金期末残額(G=E+F) (※9)</b>  | 3,075   |

(参考)資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位:百万円、端数四捨五入)

|                    | 金額    |
|--------------------|-------|
| <b>現金及び預金 (※1)</b> | 5,575 |
| <b>定期預金</b>        | 2,500 |
| <b>資金期末残高 (※9)</b> | 3,075 |

(※)は財務諸表の体系内の情報の流れを明示しています。

[詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。](#)

### 13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

#### (1) 各財務諸表の概要

##### ① 貸借対照表

令和元年度末現在の資産合計は 45,337 百万円と、前年度比 429 百万円の減(0.9%減)となりました。これは、前年度未払金の解消等に伴い現金預金の前年度比 149 百万円減となるなど流動資産が前年度比 128 百万円減となったこと及び過年度取得資産の減価償却が進んだことなどにより、有形固定資産が前年度比 687 百万円減となったことが主な要因です。

なお、投資その他の資産が 400 百万円増となっておりますが、これは会計基準の改訂に伴い、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しているためです。

令和元年度末現在の負債合計は 13,801 百万円と、前年度比 616 百万円の増(4.7%増)となりました。これは、未払金の減少等により流動負債が前年度比 93 百万円減となった一方、元年度未完成の試験棟等による建設仮勘定見返施設費の計上により固定負債が前年度比 710 百万円増となったことが主な要因です。

流動比率(流動資産／流動負債)は 157.5%であり、経営の安定性は担保されています。

##### ② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用に加え、その他行政コストとして、施設整備費補助金を財源とする資産の減価償却相当額等の費用が計 3,036 百万円計上されており、この結果、行政コストは合計で 17,209 百万円となりました。

##### ③ 損益計算書

令和元年度の経常費用は 13,681 百万円と、前年度比 367 百万円の増(2.8%増)となりました。これは、維持修繕費が 24 百万円減、減価償却費が 160 百万円減となった一方で、人件費が 98 百万円増、業務委託費が 279 百万円増、消耗品費が 71 百万円増となったことが主な要因です。

また、令和元年度の経常収益は 13,743 百万円で前年度比 142 百万円の増(1.0%増)となりました。これは、審査手数料収益は昨年度の横ばいであったものの、消費税改正等に伴い運営費交付金収益が 79 百万円増になったこと及び受託契約の増加に伴い受託収入が 165 百万円の増となった一方で、施設費の費用化時に発生する施設費収益が 166 百万円の減となったことが主な要因です。

これまで、役職員への賞与及び退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がされるものについては引当金を計上しておりませんでした。会計基準の改正に伴い、本年度より引当金を計上しております。なお、本年度については、前年度末分の引当金繰入額を計上(同額を見返計上)した関係で臨時損失 492 百万円を計上(同額を臨時利益として計上)しておりますが、これらが当期純利益に与える影響はありません。

当期純利益 62 百万円に加え、前中期目標期間繰越積立金 172 百万円を取り崩した結果、令和元年度の当期総利益は 235 百万円と、前年度比 355 百万円の減となりました。

#### ④純資産変動計算書

当事業年度の純資産は、施設整備費補助金及び運営費交付金を財源とする資産の取得による資本剰余金への振替額 1,928 百万円及び利益剰余金 62 百万円が増加しましたが、資産の減価償却相当額等(その他行政コスト)△3,036 百万円を計上した結果、1,045 百万円減少し 31,536 百万円となっています。

#### ⑤キャッシュ・フロー計算書

令和元年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 1,353 百万円と、前年度比 408 百万円の減(前年度 1,761 百万円)となりました。これは、次期情報システム更改のための基盤構築等に係る一般管理支出が増加したことが主な要因です。

令和元年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△1,479 百万円と、前年度比 2,605 百万円の増(前年度△4,084 百万円)となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が昨年より減少したことが主な要因です。

令和元年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△23 百万円と、前年度比 11 百万円の増(前年度△34 百万円)となりました。これは、リース債務返済に係る支出が減少したことが要因です。

### (2)財政状態及び運営状況について

当機構の業務運営は概ね順調に進捗しており、現在の財政状況には大きな問題はありません。

## 14. 内部統制の運用に関する情報

当機構は、役員（監事を除く）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めています。主な項目とその実施状況は次のとおりです。

### 〈内部統制の運用（業務方法書第 9 条、第 13 条）〉

機構は、役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制、その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備等を目的として内部統制委員会を設置し、継続的にその見直しを図るものとしており、令和元年度においては 10 月、3 月に開催しています。

### 〈コンプライアンス違反等の事実発生時における対応（業務方法書第 13 条第 11 号）〉

機構は、コンプライアンスに係る体制を構築し、機構の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資することを目的としてコンプライアンス推進委員会を設置し、令和元年度においては 10 月、3 月に開催しています。

### 〈業務運営上のリスクの管理（業務方法書第 14 条）〉

機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへ適切に対応するため、リスク管理委員会を設置し、令和元年度においては 10 月、3 月に開催しています。

### 〈情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項（業務方法書第 16 条）〉

機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関して規程等を整備することとしており、情報セキュリティの確保に関しては、「情報セキュリティポリシー」を、個人情報保護に関する事項に関しては、「機構の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」を定めて、必要な対策を講じています。

### 〈内部監査（業務方法書第 18 条）〉

理事長は、機構の業務運営の合理化、諸規程の実施状況等に関する事項について、職員に命じ内部監査を行わせ、その結果に対する改善措置状況について報告を受けることとなっており、令和元年度の業務に関する内部監査は適正に実施されたことを確認しています。

### 〈入札及び契約に関する事項（業務方法書第 20 条）〉

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会の設置等を含めた内部規程等を整備することとしており、契約監視委員会規程の他、契約事務の適切な実施等を目的として契約事務取扱細則に基づき契約等手続審査委員会の設置等を行っています。

令和元年度においては、契約監視委員会を令和元年 6 月 25 日に開催し、令和元年度の調達実績について点検・見直しを行っています。



〈予算の適正な配分(業務方法書第 21 条)〉

当機構は審査手数料を主たる財源としておりますが、そのほかに国からの運営費交付金及び施設整備費補助金の交付を受けています。これらの予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制の整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みとして、第3四半期までの各四半期経過後の理事会において各部から予算執行状況の報告を行うとともに、予算の使用状況を踏まえた予算配分の見直しを行っています。また、3月の理事会において評価結果を踏まえた翌年度予算を決定しています。

## 15. 法人の基本情報

### (1) 沿革

平成 28 年 4 月      自動車検査独立行政法人と独立行政法人交通安全環境研究所が  
統合し、独立行政法人自動車技術総合機構の設立  
併せて国が行う登録基準の適合性審査に係る確認調査業務の移管

第 1 期中期目標期間      平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月

なお、当機構の前身となる法人の沿革は次のとおりです。

#### ア 独立行政法人交通安全環境研究所

昭和 25 年 4 月      運輸省の総合技術研究所として運輸技術研究所を設立  
昭和 38 年 4 月      運輸技術研究所改組再編成により船舶技術研究所設立  
昭和 45 年 7 月      船舶技術研究所より分離し、交通安全公害研究所設立  
平成 13 年 1 月      中央省庁再編により国土交通省交通安全公害研究所に移行  
平成 13 年 4 月      独立行政法人交通安全環境研究所の設立

#### イ 自動車検査独立行政法人

平成 14 年 7 月      国が行う検査の一部を分離する形で自動車検査独立行政法人設立

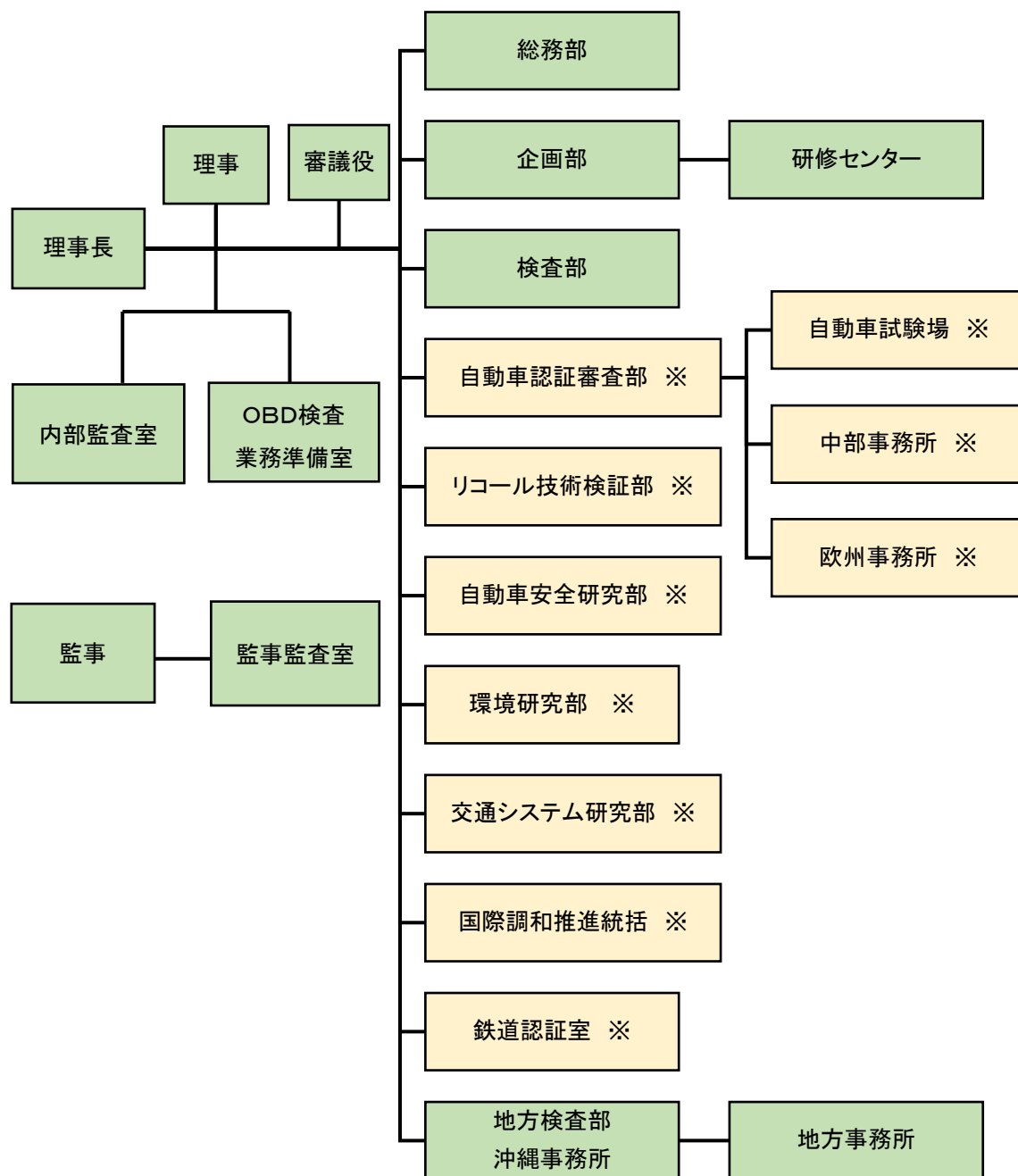
### (2) 設立に係る根拠法

独立行政法人自動車技術総合機構法(平成 11 年法律第 218 号)

### (3) 主務大臣

国土交通大臣

(4)組織図



※交通安全環境研究所内に設置

(5) 事務所(従たる事務所を含む)の所在地

|           |                         |        |                      |
|-----------|-------------------------|--------|----------------------|
| 本部        | 新宿区四谷本塩町4番41号住友生命四谷ビル4階 | 研修センター | 八王子市滝山町一丁目222番地3     |
| 交通安全環境研究所 | 調布市深大寺東町七丁目42番27号       |        |                      |
| 自動車試験場    | 熊谷市御稜威ヶ原1ー1             | 中部検査部  | 名古屋市中川区北江町一丁目1番地の2   |
| 中部事務所     | 名古屋市中川区北江町一丁目1番地の2      | 豊橋事務所  | 豊橋市神野新田町字京ノ割20番3号    |
|           |                         | 西三河事務所 | 豊田市若林西町西葉山46         |
| 北海道検査部    | 札幌市東区北28条東一丁目           | 小牧事務所  | 小牧市新小木三丁目32番地        |
| 函館事務所     | 函館市西桔梗町555番24           | 福井事務所  | 福井市西谷一丁目1402         |
| 旭川事務所     | 旭川市春光町10番地1             | 岐阜事務所  | 岐阜市日置江2648番地の1       |
| 室蘭事務所     | 室蘭市日の出町三丁目4番9号          | 飛騨事務所  | 高山市新宮町830番地の5        |
| 釧路事務所     | 釧路市鳥取大通六丁目2番13号         | 静岡事務所  | 静岡市駿河区国吉田二丁目4番25号    |
| 帯広事務所     | 帯広市西19条北一丁目8番4号         | 浜松事務所  | 浜松市東区流通元町11番1号       |
| 北見事務所     | 北見市東三輪三丁目23番地2          | 沼津事務所  | 沼津市原字古田2480番地        |
| 東北検査部     | 仙台市宮城野区扇町三丁目3番15号       | 三重事務所  | 津市雲出長常町字六ノ割1190番9号   |
| 青森事務所     | 青森市大字浜田字豊田139番地13号      | 四日市事務所 | 四日市市八田三丁目7番41号       |
| 八戸事務所     | 八戸市桔梗野工業団地二丁目12番12号     | 近畿検査部  | 寝屋川市高宮栄町12番1号        |
| 岩手事務所     | 紫波郡矢巾町流通センター南二丁目8番5号    | なにわ事務所 | 大阪市住之江区南港東三丁目1番14号   |
| 秋田事務所     | 秋田市泉字登木74番地の3           | 和泉事務所  | 和泉市上代町官有地            |
| 山形事務所     | 山形市大字漆山字行段1422番地1       | 滋賀事務所  | 守山市木浜町2298番地の5       |
| 庄内事務所     | 東田川郡三川町大字押切新田字歌枕3番地     | 京都事務所  | 京都市伏見区竹田向代町37        |
| 福島事務所     | 福島市吉倉字吉田54番地            | 京都南事務所 | 久世郡久御山町大字井小字東荒見27番2号 |
| いわき事務所    | いわき市内郷綴町舟場1番135         | 奈良事務所  | 大和郡山市額田部北町981番地2     |
| 関東検査部     | 品川区東大井一丁目12番17号         | 和歌山事務所 | 和歌山市湊1106番地の4        |
| 練馬事務所     | 練馬区北町二丁目8番6号            | 兵庫事務所  | 神戸市東灘区魚崎浜町34番地2      |
| 足立事務所     | 足立区南花畑五丁目12番1号          | 姫路事務所  | 姫路市飾磨区中島福路町3322番地    |
| 八王子事務所    | 八王子市滝山町一丁目270番地2        | 中国検査部  | 広島市西区観音新町四丁目13番13ー2号 |
| 多摩事務所     | 国立市北三丁目30番の3            | 福山事務所  | 福山市南今津町44番地          |
| 茨城事務所     | 水戸市住吉町353番地             | 鳥取事務所  | 鳥取市丸山町224番地          |
| 土浦事務所     | 土浦市卸町二丁目1番3号            | 島根事務所  | 松江市馬潟町43番地3          |
| 栃木事務所     | 宇都宮市八千代一丁目14番8号         | 岡山事務所  | 岡山県岡山市北区富吉5301番5     |
| 佐野事務所     | 佐野市下羽田町2001番7           | 山口事務所  | 山口市宝町1番8号            |
| 群馬事務所     | 前橋市上泉町399番地1            | 四国検査部  | 高松市鬼無町字佐藤20番地1       |
| 埼玉事務所     | さいたま市西区大字中釘2154番地2      | 徳島事務所  | 徳島市応神町応神産業団地1番地1     |
| 熊谷事務所     | 熊谷市御稜威ヶ原字下林701番4        | 愛媛事務所  | 松山市森松町1070番地         |
| 所沢事務所     | 所沢市大字牛沼字下原兀688番地1       | 高知事務所  | 高知市大津乙1879番地1        |
| 春日部事務所    | 春日部市大字増戸723番地1          | 九州検査部  | 福岡市東区千早三丁目10番40号     |
| 千葉事務所     | 千葉市美浜区新港198番地           | 北九州事務所 | 北九州市小倉南区新管根4番1号      |
| 習志野事務所    | 船橋市習志野台八丁目57番1号         | 久留米事務所 | 久留米市上津町2203番地290     |
| 野田事務所     | 野田市上三ヶ尾207番地の22         | 筑豊事務所  | 飯塚市仁保23番地39          |
| 袖ヶ浦事務所    | 袖ヶ浦市長浦字拓式号580番77        | 佐賀事務所  | 佐賀市若楠二丁目7番8号         |
| 神奈川事務所    | 横浜市都筑区池辺町3540番地         | 長崎事務所  | 長崎市中里町1368番地         |
| 川崎事務所     | 川崎市川崎区塩浜三丁目24番1号        | 佐世保事務所 | 佐世保市沖新町5番5号          |
| 湘南事務所     | 平塚市東豊田字道下369番地10        | 厳原事務所  | 対馬市厳原町久田645番地8       |
| 相模事務所     | 愛甲郡愛川町大字中津字桜台7181番地     | 熊本事務所  | 熊本市東区東町四丁目14番35号     |
| 山梨事務所     | 笛吹市石和町唐柏1000番地9         | 大分事務所  | 大分市大州浜一丁目1番45号       |
| 北陸信越検査部   | 新潟市中央区東出来島14番26号        | 宮崎事務所  | 宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735番地3 |
| 長岡事務所     | 長岡市撰田屋町字外川2643番1        | 鹿児島事務所 | 鹿児島市谷山港二丁目4番地1       |
| 富山事務所     | 富山市新庄町馬場82番地            | 奄美事務所  | 奄美市名瀬和光町12番地1        |
| 石川事務所     | 金沢市直江東1丁目1番             | 沖縄事務所  | 浦添市字港川512番地の4        |
| 長野事務所     | 長野市西和田一丁目35番4号          | 宮古事務所  | 宮古島市平良字下里1037番地の1    |
| 松本事務所     | 松本市平田東二丁目5番10号          | 八重山事務所 | 石垣市字真栄里863番地15       |

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況  
当事業年度は該当ありません。

## (7) 主要な財務データ(法人単位)の経年比較

(単位: 百万円、端数四捨五入)

| 区分               | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度  |
|------------------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 資産               | —        | 44,777   | 46,835   | 45,766   | 45,337 |
| 負債               | —        | 14,099   | 16,245   | 13,185   | 13,801 |
| 純資産              | —        | 30,678   | 30,590   | 32,581   | 31,536 |
| 行政コスト            | —        | —        | —        | —        | 17,209 |
| 行政サービス実施コスト      | —        | 6,182    | 6,479    | 6,890    | —      |
| 経常費用             | —        | 13,379   | 13,339   | 13,314   | 13,681 |
| 経常収益             | —        | 14,712   | 13,433   | 13,602   | 13,743 |
| 当期総利益(又は当期総損失△)  | —        | 1,966    | 584      | 590      | 235    |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | —        | 25       | 1,372    | 1,761    | 1,353  |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | —        | 346      | 594      | △4,084   | △1,479 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | —        | △55      | △57      | △34      | △23    |

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっています。

(注) 従来の行政サービス実施コストは平成 30 年度決算までで廃止されております。行政コストは令和元年度決算からの表示です。

統合前の自動車検査独立行政法人及び独立行政法人交通安全環境研究所は下記のとおりです。

(自動車検査独立行政法人)

(単位: 百万円、端数四捨五入)

| 区分               | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 資産               | 28,332   | —        | —        | —        | —     |
| 負債               | 12,945   | —        | —        | —        | —     |
| 純資産              | 15,387   | —        | —        | —        | —     |
| 行政サービス実施コスト      | 4,244    | —        | —        | —        | —     |
| 経常費用             | 10,239   | —        | —        | —        | —     |
| 経常収益             | 10,018   | —        | —        | —        | —     |
| 当期総利益(又は当期総損失△)  | △44      | —        | —        | —        | —     |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | 1,250    | —        | —        | —        | —     |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △1,121   | —        | —        | —        | —     |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △23      | —        | —        | —        | —     |

(独立行政法人交通安全環境研究所)

(単位: 百万円、端数四捨五入)

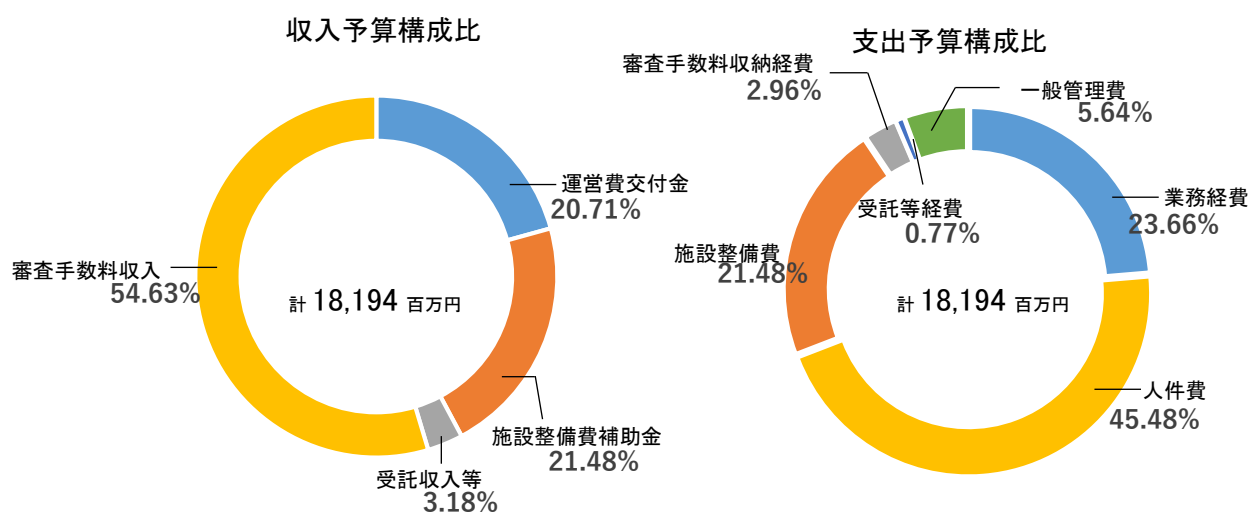
| 区分               | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 資産               | 17,532   | —        | —        | —        | —     |
| 負債               | 2,571    | —        | —        | —        | —     |
| 純資産              | 14,961   | —        | —        | —        | —     |
| 行政サービス実施コスト      | 1,885    | —        | —        | —        | —     |
| 経常費用             | 2,539    | —        | —        | —        | —     |
| 経常収益             | 2,840    | —        | —        | —        | —     |
| 当期総利益(又は当期総損失△)  | 190      | —        | —        | —        | —     |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | 453      | —        | —        | —        | —     |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 23       | —        | —        | —        | —     |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △33      | —        | —        | —        | —     |

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画(法人単位)

① 予算

(単位: 百万円、端数四捨五入)

| 区別            | 金額     |
|---------------|--------|
| <b>収入</b>     |        |
| 運営費交付金        | 3,970  |
| 施設整備費補助金      | 4,786  |
| 受託収入等         | 522    |
| 審査手数料収入       | 8,916  |
| 前中期目標期間よりの繰越金 | 0      |
| 計             | 18,194 |
| <b>支出</b>     |        |
| 業務経費          | 4,449  |
| うち審査関係経費      | 4,193  |
| 研究関係経費        | 167    |
| 研修経費          | 89     |
| 人件費           | 7,429  |
| 施設整備費         | 4,786  |
| 受託等経費         | 486    |
| 審査手数料収納経費     | 127    |
| 一般管理費         | 917    |
| 翌年度への繰越金      | 0      |
| 計             | 18,194 |



## ②収支計画

(単位:百万円、端数四捨五入)

| 区別       | 金額     |
|----------|--------|
| 費用の部     | 13,284 |
| 経常費用     | 13,284 |
| 人件費      | 7,434  |
| 研究業務     | 163    |
| 審査業務     | 2,916  |
| 受託等経費    | 486    |
| 一般管理費    | 885    |
| 減価償却費    | 1,400  |
| 財務費用     | 0      |
| 臨時損失     | 0      |
| 収益の部     | 13,162 |
| 運営費交付金収益 | 2,544  |
| 審査手数料収益  | 8,916  |
| その他の収入   | 522    |
| 資金見返負債戻入 | 1,180  |
| 臨時利益     | 0      |
| 純利益      | -124   |
| 目的積立金取崩額 | 0      |
| 総利益      | -124   |

## ③資金計画

(単位:百万円、端数四捨五入)

| 区別          | 金額     |
|-------------|--------|
| 資金支出        | 18,194 |
| 業務活動による支出   | 11,366 |
| 投資活動による支出   | 6,792  |
| 財務活動による支出   | 36     |
| 翌年度への繰越金    | 0      |
| 資金収入        | 18,194 |
| 業務活動による収入   | 13,408 |
| 運営費交付金による収入 | 3,970  |
| 審査手数料による収入  | 8,916  |
| その他の収入      | 522    |
| 投資活動による収入   | 4,786  |
| 施設費による収入    | 4,786  |
| その他の収入      | 0      |
| 財務活動による収入   | 0      |
| 前年度よりの繰越金   | 0      |

[詳細につきましては、年度計画をご覧ください。](#)

## 16. 参考情報

### (1) 要約した財務諸表の科目の説明

#### ① 貸借対照表

|            |   |                                                               |
|------------|---|---------------------------------------------------------------|
| 現金及び預金     | : | 現金、預金                                                         |
| その他(流動資産)  | : | 未収金、たな卸資産、前払費用、賞与引当金見返(注)、等                                   |
| 有形固定資産     | : | 土地、建物、機械装置、車両、工具など長期にわたって事業のために使用する有形の固定資産                    |
| 無形固定資産     | : | 有形固定資産以外の長期資産で、ソフトウェア、電話加入権、敷金・保証金など具体的な形態を持たない無形の固定資産等       |
| 投資その他の資産   | : | 敷金・保証金、預託金、退職給付引当金見返(注)                                       |
| 前受審査手数料    | : | 自動車審査証紙の売払代のうち、審査未実施の部分に該当する債務残高                              |
| 未払金        | : | 次年度以降に支出する債務残高                                                |
| その他(流動負債)  | : | 未払費用・前受金等                                                     |
| 資産見返負債(注)  | : | 国からの贈与又は運営費交付金で取得した固定資産相当額を資産見返の負債として計上                       |
| 資産除去債務     | : | 有形固定資産の取得又は使用によって生じ、当該固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるもの |
| 引当金        | : | 将来の特定の費用を当期の費用として見越し計上するもので、退職給付引当金等が該当                       |
| 資本金(政府出資金) | : | 国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成                                    |
| 資本剰余金      | : | 国から交付された施設費などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの                 |
| 利益剰余金      | : | 独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額                                     |

#### ② 行政コスト計算書

|           |   |                                                                                       |
|-----------|---|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 損益計算書上の費用 | : | 独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用                                         |
| 減価償却相当額   | : | 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額(損益計算書には計上していないが累計額は貸借対照表に記載されている) |
| 利息費用相当額   | : | 資産除去債務に係る費用等について、収益の獲得が予定されないものとして指定された場合における時の経過に伴う利息費用                              |



除売却差額相当額 : 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の除売却差額相当額

### ③損益計算書

業務費 : 研究業務費及び審査業務費  
研究業務費 : 研究業務の遂行に要した費用  
審査業務費 : 審査業務の遂行に要した費用  
一般管理費 : 管理業務の遂行に要した費用  
運営費交付金収益(注) : 運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益  
審査手数料収益 : 自動車審査証紙の売払代等のうち、審査実施により当期の収益として認識した収益等  
受託収入 : 政府受託収入及びその他受託収入  
資産見返負債戻入(注) : 資産見返負債のうち、減価償却及び除却相当額を取崩して当期の収益として認識した収益  
その他(経常収益) : 資産貸付料収入、施設費収益、退職給付引当金戻入、引当金見返に係る収益(注)、財務収益等  
目的積立金取崩額(注) : 目的のある積立金の目的に従った取崩額

### ④純資産変動計算書

その他行政コスト : 本年度生じた減価償却相当額、利息費用相当額、除売却差額相当額の計(行政コスト計算書と一致)  
その他 : 国から交付された施設費などを財源として取得した資産(資本剰余金)の本年度の取得分

(注)これらは独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

### ⑤キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー:

独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、検査業務、サービス業務の提供等による収入、原材料、消耗品、またはサービスの購入等による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー:

将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出や、施設費による収入が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー:

増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

## (2) その他公表資料等との関係の説明

HP では、機構のご案内や各イベント等のご案内のほか、各業務を通じて得られた知見や情報を発信しています。

### ◆自動車技術総合機構HP

<https://www.naltec.go.jp/index.html>



### ◆交通安全環境研究所HP

<https://www.nts-el.go.jp/>



本報告書で触れている業務方法書、中期計画、業務実績報告書や財務諸表などの関連資料は、上記の自動車技術総合機構HPメインメニューの「公開情報」に掲載しています。

<https://www.naltec.go.jp/publication/index.html>



このほか、機構の業務の概要をまとめた電子パンフレットを作成しています。

### ◆業務案内パンフレット(全体版)

<https://www.naltec.go.jp/materials/nqjab60000000d1t-att/fkoifn00000018qm.pdf>

### ◆業務案内パンフレット(検査場版)

<https://www.naltec.go.jp/materials/nqjab60000000d1t-att/fkoifn00000018qs.pdf>





独立行政法人

**自動車技術総合機構**

National Agency for Automobile and Land Transport Technology